社会保険労務士による

無料相談会

年金・労働問題解決のお手伝いをします!!

神奈川県社会保険労務士会
公式キャラクター
しゃろ☆うし
まってます!!

FMヨコハマ 毎週日曜日14:25
「はぁ～い!社労士です!」
パーソナリティ　藤田優一
絶賛オンエア中!

退職トラブル

年 金

ハラスメント

労災・失業・健康保険

賃金トラブル

労働条件

出産・育児・介護



令和8年11月14日(土)・15日(日)
11:00～17:00

会 場 そごう横浜店前 イベント広場

神奈川県社会保険労務士会
支えます!職場の安心　企業の未来
お問合せ TEL.045-640-0245 FAX.045-662-9220 神奈川県社会保険労務士会 検索

《後援》神奈川労働局・神奈川県・日本年金機構・全国健康保険協会神奈川支部(順不同)



気軽に
相談して
みよう！

年金のご相談

年金についてのご質問・ご相談に応じて、適切なアドバイスをいたします。
また、年金のご請求や年金額についてのご相談にも応じます。

人事・労務管理などのアドバイス

- 雇用・労働に関する法令相談
- 賃金・労働時間などの労働条件
- 賃金制度・評価制度の設計
- 就業規則・安全衛生

労働保険・社会保険手続きのお手伝い

- 労働・社会保険の加入手続き
- 労災・健康保険・雇用保険の給付手続き
- 各種助成金・給付金の申請手続き



個別労働関係紛争解決のお手伝い

特定社労士は経営者と従業員が争いになったとき、
裁判外紛争手続きにおける代理人として円満解決を支援します。



社会保険労務士は
このような仕事をしています！



社会保険労務士は、みなさんの生活安定と、事業の健やかな発展を支える

あなたのアドバイザーです。

社会保険労務士のニセモノにご注意 !!

本人・事業主が作成する場合を除き、社会保険労務士でないものが、労働社会保険に関する申請書などの作成や届出を業として行うことは法律で禁じられています。(法律で特別の定めがある場合を除きます)